

意見書案第10号

安全保障関連法案の徹底審議と国民への十分な説明について

別紙のとおり意見書案を提出する。

平成27年9月14日提出

提出者議員	石	黒	武	美
賛成者議員	豊	岡	義	博
〃	平	野	義	文
〃	峯		泰	教
〃	野	尻		清
〃	花	田	茂	巳
〃	斉	須	正	友
〃	上	田	久	司

安全保障関連法案の徹底審議と国民への十分な説明を求める意見書

安倍政権は平成27年5月15日、集団的自衛権行使容認などを盛り込んだ自衛隊法、武力攻撃事態法、周辺事態法、国際平和協力法等、合計10の法律を改正する「平和安全法制整備法案」及び新規立法である「国際平和支援法案」（以下、合わせて「安全保障関連法案」という。）を国会に提出し、現在、参議院で審議が進められている。

政府は、我が国及び国際社会の平和及び安全のための切れ目のない体制の整備を目的とする「安全保障関連法案」により、日本国の「平和」、国民の「安全」を守っているとされているが、国民の中には、アメリカが世界で行う戦争に際し、自衛隊が支援・参加することになりかねないことを懸念し、本法案の成立を望まない声もある。また、これまで政治にかかわったことのない若者や子育て中の女性からも法案の内容がよくわからないとの声が多いのも現実である。

全国では約500、北海道では約80の自治体議会が法案に反対、或は慎重審議を求める意見書を採択している。

係る状況の中、本市においては陸上自衛隊駐屯地もあり、隊員ご家族の思いを考えたとき、無関心でいることはできない。

よって、政府においては集団的自衛権の行使を可能とする安全保障関連法案について国民に十分説明するとともに、国会においては国民の声を反映し、慎重に慎重を重ねた審議を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成27年 9 月 日

岩見沢市議会

提出先

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
外務大臣
防衛大臣